

民事訴訟手続のIT化の 検討状況

法務省民事局

裁判手続等のIT化について



我が国の現状

- 平成16年の民訴法改正で、オンライン申立て等を可能とする規定を整備し、平成18年に支払督促手続についてオンラインでの申立て等を導入したが、民事訴訟一般は最高裁規則等が未整備のため、オンラインでの訴え提起等は不可
- 電話会議システムやテレビ会議システムの利用は一部の手続に限定

諸外国の状況

- アメリカを始めとする欧米諸国では裁判手続のIT化が普及
(もっとも、国により内容等に違いあり)
- 近年、韓国やシンガポールなどのアジア諸国でも急速に裁判手続のIT化が進展・拡大

これまでの経緯

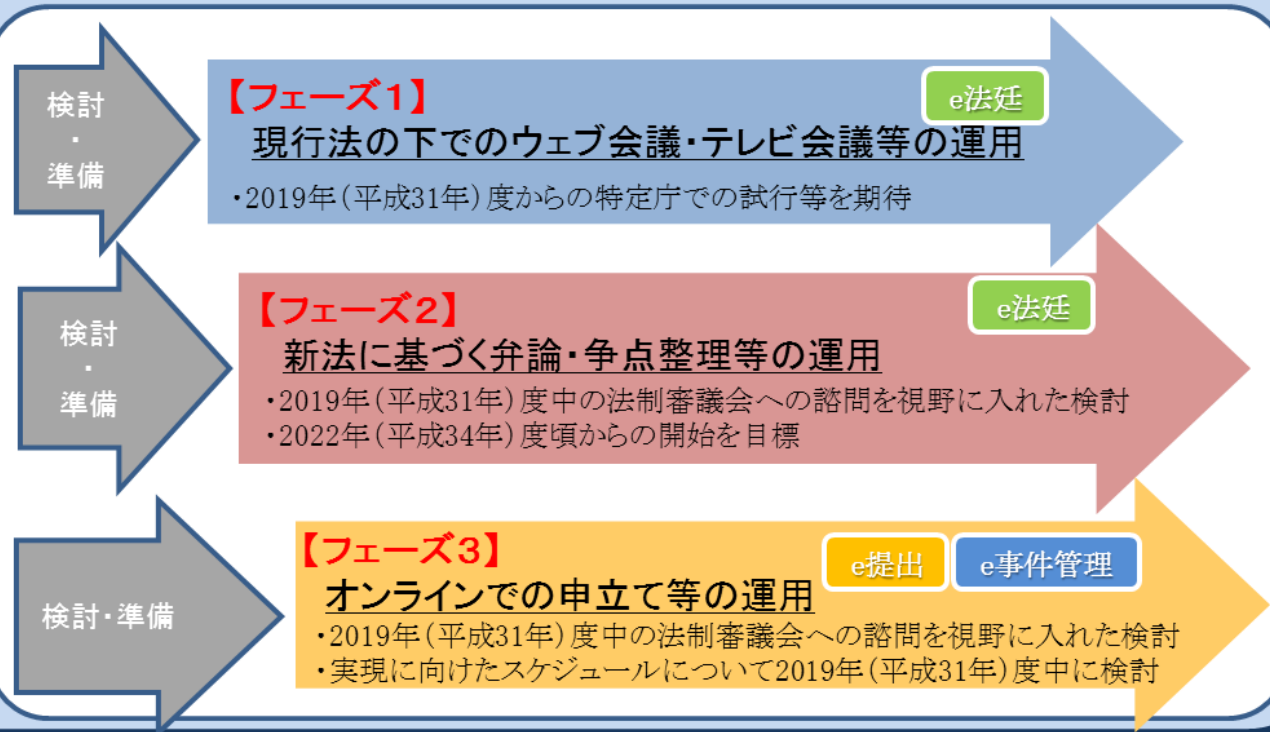
- 平成29年 6月 9日
「未来投資戦略2017(成長戦略)」
「骨太の方針2017」
…裁判手続等のIT化を推進する
- 平成29年10月30日
内閣官房により「裁判手続等のIT化検討会」(有識者会議)立上げ
- 平成30年 3月30日
同検討会において、
報告書の取りまとめ
「**裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ**
-「3つのe」の実現に向けて-

報告書の内容

(IT化の主な内容)



(プロセス)



平成30年6月15日 未来投資戦略2018 裁判手続等のIT化の推進
平成30年7月24日～ 民事裁判手続等IT化研究会において検討中

検討の状況① 訴訟の開始(訴え提起, 訴状の送達)

訴えの提起

【現 状】 訴状を裁判所の窓口を持参又は郵送する方法しか認められていない。

【問題点】 訴状の窓口への持参又は郵送には時間や手間がかかる。

裁判所



現在検討中の案

- ① 裁判所に事件管理システムを設ける。
- ② 事件管理システムを通じたオンラインによる訴え提起を認める。



課題

- ・オンライン申立ての義務化の要否及び範囲
- ・本人確認の方法をどうするか？
- ・濫用的な訴えが増加する危険性
- ・バックオフィス連携の可能性

送 達

【現 状】 郵便によって訴状を被告に交付する方法によって送達している(特別送達)。

【問題点】 送達が完了するまでに時間がかかる。特別送達の費用も要する。



現在検討中の案

システムを利用した送達

- ① 通知アドレス(電子メール, SNSなど)の登録制度を設ける。
- ② 訴状のデータがアップロードされたことを被告に通知し, 被告はシステムから訴状のデータをダウンロードする。
- ③ 送達時期は, 被告がシステム上で訴状のデータを閲覧したときとする。

課題

- ・通知アドレスの登録範囲をどうするか？
- ・被告がシステム上で閲覧しないときはどうするか？
- ・システム送達の実効性をあげるための方策



裁判所

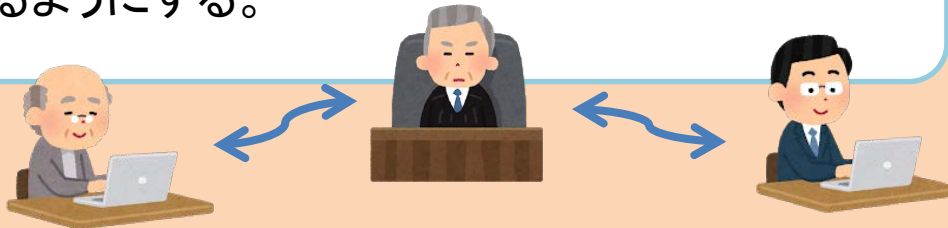
争点整理

【現 状】 電話会議等は認められているが、一方当事者の裁判所への出頭は必要（弁論準備）。

【問題点】 期日によっては、双方当事者ともに出頭してもらわない場合も。
遠方の裁判所の場合は往復で1日かかることも。

現在検討中の案

ウェブ会議等を通じて、当事者双方が不出頭でも、争点整理を行えるようにする。



課題

- ・ウェブ会議等を利用することができる要件・場所をどうするか？
- ・その他の争点整理手続（準備的口頭弁論、書面による準備手続）との関係をどのように整理するか？

証人尋問

【現 状】 証人は裁判所に出頭し、裁判官の面前で証言するのが原則
例外：①遠隔地に居住している場合、②証人威迫のおそれがある場合は、
テレビ会議による証人尋問も可（最寄りの裁判所への出頭は必要）

【問題点】 テレビ会議が使える場合が限定列举となっており、柔軟な対応ができない。

現在検討中の案

限定列举となっている現行法の要件を拡充し、
例えば、当事者の同意がある場合等にウェブ会議等を利用した証人尋問を認める。

課題

- ・ウェブ会議等を利用した証人尋問で適切な心証形成ができるか？ 反対尋問が適切にできるか？
- ・証人の出頭場所を限定すべきか？（第三者による介入のおそれ）

判決

【現 状】 判決書は、紙媒体で作成されることを前提として、裁判官が署名押印した上、当事者に郵便等で送達される(裁判所に出頭して受領することも可)

【問題点】 判決書の送達まで時間がかかる。

現在検討中の案

- ・ 判決書は電子的に作成する。
- ・ 事件管理システムに判決書のデータをアップロードし、その旨を通知する。



課題

- ・ 判決書に裁判官の電子署名等を要求すべきか？
- ・ 判決言渡期日があらかじめ知らされている当事者に対しては、通知を必要としないということも考えられるか？

訴訟記録の閲覧等

【現 状】 訴訟記録の閲覧・謄写は、裁判所において、裁判所書記官に対して請求をする必要がある。

【問題点】 裁判所に出頭する必要がある。

現在検討中の案

- ① 訴訟当事者については、いつでも、事件管理システムにアクセスして、訴訟記録の閲覧をし、また、ダウンロードをすることができるようにする。
- ② 第三者については、裁判所書記官に対して、訴訟記録の閲覧を請求することができる(裁判所内のPCなどで閲覧する。)
- ③ 利害関係のある第三者については、裁判所書記官に対して、訴訟記録の謄写を請求することができる。

Downloading...

課題

- ・ 第三者の閲覧・謄写については、受訴裁判所以外の裁判所からでもアクセスできるようにするか？
- ・ 裁判所書記官に対する閲覧・謄写請求についても、オンラインでの請求を認めるか？



IT化によるメリット

1 利用者の利便性の向上

(1) オンライン申立ての実現

⇒ いつでも、どこからでも申立てが可能

(2) システム送達の実現

⇒ オンライン上で裁判書類を受け取れる

(3) ウェブ会議を利用した期日の参加の実現

⇒ オフィスなどからでも期日に参加できる

(4) 当事者による記録の閲覧等がオンラインで可能

⇒ 事件の進捗状況を即座に確認することができる。



2 効率性の向上

(1) ITを利用した効果的かつ効率的な審理の実現

(2) ウェブ会議を利用した期日の参加の実現

⇒ 当事者の意向等を踏まえ、出頭を要しない期日を実現
裁判にかかる時間的・経済的コストの節減

⇒ 司法アクセスの向上

(3) 記録の電子化

⇒ 記録を保管等する負担の軽減

実現までの工程表(目標)

